

令和元年第6回
志木市農業委員会総会議事録

令和元年6月25日

志木市農業委員会

令和元年第6回志木市農業委員会総会日程

令和元年6月25日（火）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和元年第6回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火) 午後1時50分から午後3時01分

2. 開催場所 総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	大島 廣明
	5番	市之瀬 滋
	4番	山中 榮太郎
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第4 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る
受理の決定について
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る
受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、令和元年第6回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中13人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和元年第6回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 綱島 稔委員、10番 清水 和雄委員にお願いいたします。併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主幹を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第7号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

(2) 議案第8号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』

(3) 議案第9号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について』

以上、上程いたします。

初めに、議案第7号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

事務局、朗読をお願いします。

○事務局

それでは、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号10番、15番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第7号受付番号10番、15番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号10番の申請人及び農地の状況につきましては大島廣明委員に、受付番号15番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、ご同行いただいで確認しております。

この後、大島委員、清水委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号10番について、大島廣明委員の説明、報告を求めます。

○2番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号10番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○の現地を確認したところ、耕耘後でしたが、水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第7号受付番号15番について、清水和雄委員の説明、報告を求めます。

○10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号15番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○他3筆の現地を確認したところ、■宗岡○丁目○○○○では水稻が作付けされており、また■宗岡○丁目○○○○ではネギ、ジャガイモが作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第7号受付番号10番、15番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第7号受付番号10番、15番は、可決されました。

ありがとうございました。

次に、議案第8号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』

上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、朗読します（受付番号14番について朗読）。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第8号受付番号14番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、抜井和彦委員にご同行いただいて確認してまいりまし

た。

この後、抜井委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第8号受付番号14番について、抜井和彦委員の説明、報告を求めます。

○ 8番 抜井和彦委員

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号14番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側が申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○他■筆の現地を確認したところ、■宗岡○丁目○○○ではネギ、トマト、ナス、キュウリ、トウモロコシ等が栽培されており、■宗岡○丁目○○○では水稲が作付けされており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第8号受付番号14番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第8号受付番号14番は、可決されました。

次に、議案第9号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について』事務局朗読をお願いします。

○事務局

議案第9号、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について朗読します(受

付番号11番、12番、13番について朗読)。
以上です。

○田中会長

議案第9号受付番号11番、12番、13番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、申請番号11番は■■■■■氏、申請番号12番は■■■■■氏、申請番号13番は■■■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

申請番号11番の農地の状況につきましては大島廣明委員に、申請番号12番の農地の状況につきましては市之瀬滋委員に、申請番号13番の農地の状況につきましては田中満男委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、それぞれ委員よりご説明がございました。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第9号受付番号11番について、大島廣明委員の説明、報告を行います。

○2番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第9号受付番号11番につきまして、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、道なりに○○○メートル進んだ周辺となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目■■■■■他3筆の現地を確認したところ、耕耘後でしたが、水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。また、■■■■■氏は健康であったときは、水稻の栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第9号受付番号12番について、市之瀬滋委員の説明、報告を行います。

○5番 市之瀬委員

会長の指名がありましたので、議案第9号受付番号12番につきまして、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、道なりに○○○メートル進んだ○側となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目■■■■■の現地を確認したところ、耕耘後でしたが、水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。また、■■■■■氏は健康であったときは、水稻の栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第9号受付番号13番については、私、田中より説明、報告をさせていただきます。

本案件は、申請人である■■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

申請地は二か所になりまして、一ヶ所目は市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、道なりに○○○メートル進んだ○側、もう一ヶ所は、同じ道を○○○メートル進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目■■■■■他1筆の現地を確認したところ、■宗岡○丁目■■■■■では耕耘後でしたが、水稻が作付けされており、■宗岡○丁目■■■■■ではキュウリ、ナス、トマト等が栽培されており、適正に管理されておりました。また、■■■■■氏は健康であったときは、水稻の栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第9号受付番号11番、12番、13番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、生産緑地に係る主たる従事者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第9号受付番号11番、12番、13番は、可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第11号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第22号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第11号受付番号12番～14番、報告第12号受付番号7番～10番について、現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第11号、12号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、7月25日 木曜日、午後2時、市役所4階の全員協議会室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、7月25日 木曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・ 農業委員候補者の推薦についての通知について
- ・ 県外視察研修について。
- ・ 8月の研修（羽生市）について。

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和元年第6回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和元年6月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9 番委員 綱島 稔

10 番委員 清水和雄